

伊豆高原郵便局 パワハラ 暴力傷害事件に対する

損害賠償請求裁判 山田さんを支援する会

(略称 パワハラ 暴力事件裁判 山田さんを支援する会)

原告である山田佳史さんは2001年4月1日、静岡県にある伊豆高原郵便局に採用されました。2002年頃から同郵便局内において、村上互局長を含む職員から、暴行や退職強要などのイジメを受けるようになりました。山田さんは2004年6月の健康診断で、うつ病の疑いがあると診断されたため、ランディック日本橋クリニックを受診、「アスペルガー障害」、「不安障害」、「抑うつ状態」との診断を受けました。2005年4月、精神保健法第45条に基づき保健福祉手帳の交付を受け、その旨を職場に報告し、イジメの防止、他の職場への配転を要請しました。しかし村上局長は、山田さんに対して、「能力が低すぎて受け入れてくれる局がない」などと暴言を吐き、山田さんの訴えに全く耳を貸そうとしませんでした。さらに村上局長は、堤局長代理らと共に、「お前は（を）殺しても正当防衛で無罪。それ（殺したほう）が被害者の人権」、「電気代ドロボー、光熱費ドロボー」、「お前のもらっている給料は、詐欺・横領にあたる。利子付けて全額返せ。共済組合が負担した医療費7割もなあ！この鬼畜！」、「貴様は人間の価値は無い。人を困らせようとして退職に応じないのは鬼畜以下」、「とにかく辞めてくれ」など、退職強要を日々繰り返しました。

2006年4月20日、山田さんは伊豆高原郵便局バイク置き場で、同僚であった鈴木治人により、腹部を足蹴にされる暴行を受け、外傷性脾損傷及び腹腔内出血（全治4ヶ月）の傷害を負いました。（本件、刑事事件は、鈴木被告の有罪が確定している）この傷害事件により、山田さんはPTSD（心的外傷）を発症し、現在も治療中です。この事件の翌日出勤した山田さんは、堤局長代理に「お腹が痛い、気分が悪い、医者に行かせて下さい」と懇願したにもかかわらず、「医者には行かさん、自業自得」と暴言を吐き、同日、お昼前に山田さんは、痛み、吐き気、目眩に耐えられず「医者に行かせて下さい」と再度懇願したにもかかわらず、堤は、「おめー、（昨夜）いつまで仕事していた？貴様、演技しているだろう？医者には行かさん、おめーが悪い」と暴言を吐き、山田さんが医者に行くことを許可しませんでした。（脾損傷及び腹腔内出血、全治4ヶ月の山田さんを事件当日も遅くまで、また、翌日も働かせていました）

山田さんは2008年8月8日、静岡地裁沼津支部に、鈴木治人、局長村上互、郵便局株式会社を相手に損害賠償請求を起こしました。

なお、傷害事件により PTSD を発症した山田さんは、現在も治療中で、郵政公社、郵便局会社が公務災害として認めておらず、休職扱いとなっています。山田さんは人事院に対して公務災害として認定するように申請中です。

以下の通り、山田さんの損害賠償請求裁判を支援するために、支援する会を結成しました。皆様のご理解と、ご支援、入会を要請します。

- 会の名称 伊豆高原郵便局 パワハラ 暴力傷害事件損害賠償請求裁判 山田さんを支援する会 (略称 パワハラ・暴力事件裁判 山田さんを支援する会)
- 会の目的 パワハラ、暴力傷害事件を行った当事者、雇用主として安全配慮義務を怠った郵便局会社に対する山田さんの損害賠償請求裁判を支援すること。
併せて、郵政事業のあらゆる職場から、イジメ、パワーハラスメントなど人権侵害を根絶するための啓蒙活動にとりくみます。
- 会の活動 裁判支援のために、裁判の傍聴、宣伝、署名、要請、啓蒙などを行います。
- 会員 会の目的に賛同した個人、団体に構成する。
- 会の組織 この会に、総会、代表世話人、事務局員を置くことができる。総会、世話人会議、事務局員会議は必要に応じて開催できる。
- 会の財政 年会費として、個人1口・1000円、団体1口・5000円の会費、及び寄付、事業活動でまかなう。
- 事務局 郵政産業労働組合東海地方本部に置く
456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3
TEL 052-883-6981 FAX 052-883-6980

結成呼びかけ人

郵政産業労働組合東海地方本部執行委員長 藤森 茂里夫
郵政労働者ユニオン中央執行委員 鈴木 英夫

2008年9月1日

加 入 申 込 書

会の目的に賛同し、入会を申し込みます

名 前	住 所	連絡先・電話など